

令和3年第6回教育委員会会議録

- 会議名 令和3年第6回忠岡町教育委員会定例会
- 日時 令和3年6月22日(火) 午前10時00分から午前10時55分
- 場所 忠岡町役場 3階 研修室3
- 出席者 教育委員会委員
教育長 富本 正昭
教育長職務代理者 安明 明子
委員 井手 和代
委員 新田 哲也
委員 谷野 しづこ
委員 竹林 正訓
事務局
教育部長 二重 幸生
教育部理事兼学校教育課長 石本 秀樹
教育部生涯学習課長 小林 和子
教育部教育みらい課長 石栗 健史
教育部学校教育課参事 三好 泰隆
教育部学校教育課参事 吉安 涉

■傍聴者数 1名

■会議録署名委員 谷野委員

■議事日程

- 日程第1 報告第20号 行事等報告について
- 日程第2 報告第21号 町立各学校園保育所行事について
- 日程第3 報告第22号 令和3年第2回忠岡町議会定例会議案教育委員会関係事項について
 - 案件1 繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)
 - 案件2 忠岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 - 案件3 忠岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 - 案件4 令和3年度忠岡町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第4 議案第8号 忠岡町教育委員会事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価のための教育委員会評価委員の委嘱について

その他

| 発言者 | 発言の要旨 |
|-------|--|
| 富本教育長 | <p>ただ今から令和3年第6回忠岡町教育委員会定例会を開催致します。</p> <p style="text-align: center;">（ 開会 午前10時00分 ）</p> |
| 富本教育長 | <p>本日の応召委員は5名で、出席委員は同数であります。従いまして委員会は成立しております。次に議事に入ります前に、本日傍聴の申し出があります。傍聴を許可することとしてよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「異議なし」の声 ）</p> <p>ご異議がないので、傍聴される方の入室を許可することといたします。</p> <p style="text-align: center;">（ 傍聴者 1名入室）</p> |
| 富本教育長 | <p>本日の会議録署名委員を会議規則第16条第3項の規定により、教育長の指名として、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「異議なし」の声 ）</p> |
| 富本教育長 | <p>ご異議がないので、谷野委員にお願いいたします。次に、教育長の報告をさせていただきます。昨日、緊急事態宣言が解除になり、まん延防止等重点措置へ月曜日に移行しました。このことから、町内の学校園はほぼ通常的生活状況にもどってきており、具体的には中学校の部活動では公式戦前の練習のみ認められていましたが、解除後は普段の練習もできるようになりました。遠足、修学旅行等も可能となりましたが中学校は事前に修学旅行は2学期に移動しておりましたので、影響はありません。そういうことで、ほぼ平常どおりの生活に戻っているのではないかと考えております。社会教育では文化会館、スポーツセンターを長期間、閉めておりましたが、再開しております。</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>あとは、新型コロナウイルスのワクチンが町内の住民の方にどれだけ接種されているのか気になっております。ご承知とは思いますが、8月の墓店、盆踊り、9月のゲートボール大会は中止となっており、10月の町民体育大会も中止の方向で進めています。行事で動員される町職員のワクチン接種が進んでおりませんので、感染者が出ますと役場の業務に影響することから、厳しい状況であります。私もまだ打っておりません。私からの報告は以上であります。</p> |
| 富本教育長 | <p>それでは議事に入ります。 議事日程を事務局より朗読願います。</p> |
| 石栗課長 | <p>(議事日程朗読)</p> |
| 富本教育長 | <p>日程第1・報告第20号「行事等報告について」を議題と致します。 事務局より議案の朗読を願います。</p> |
| 石栗課長 | <p>(議案朗読)</p> |
| 富本教育長 | <p>会議規則第9条の規定により趣旨説明を求めます。</p> |
| 小林課長 | <p>生涯学習課から5月分の社会教育行事について報告いたします。 3ページをお願いいたします。 5月はその全日が、緊急事態宣言発令期間となりましたので、ご報告可能な事業は、ごく一部、ブックスタート事業のみとなっております。なんとも寂しいご報告となっております。ですので、児童館、ふれあいホール、スポーツセンター、文化会館における各集計表は全て「0」表記となっております。13ページの図書館につきましては、予約図書の受け渡しのみ、宣言期間中も実施しておりましたので、数値記載がございます。開館日数は「0」ですが、402人、1166冊の貸出がございました。平均貸出冊数は58.3冊、平均貸出人数は20.1人、一人当たりの貸出冊数は2.9冊となっております。小学生とその保護者の年代層については、普段の4割程度の利用があったことが数値から読み取れます。この年代のほか、50歳以上、60歳以上の年代層の予約利用が非常に多く、連休中の自粛期間の過ごし方のひとつに、図書館利用を選択いただいている、と申し上げることができ、今後におきましても図書館の閉鎖は可能な限り避けて参り</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>たいと思うところでございます。</p> <p>なお、冒頭で教育長より緊急事態宣言解除後の外部施設の運営状況についてお知らせがございました。施設運営は午後9時までとなっておりますので、文化会館等は通常通りですが、スポーツセンターにおきましては、平日運営午後10時までのところ午後9時までとなっておりますことを補足いたします。以上が通例の行事報告となります。お手元の指定管理者施設の「管理評価シート」については、「その他案件」として、後ほど、ご説明いたします。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 富本教育長 | <p>説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。</p> <p>昨日のスポーツセンター再開時の利用者の状況はどうでしたか。</p> |
| 小林課長 | <p>朝に利用者が30人並んでおられて、駐車場もほぼ満車に近い状態でした。コパンスポーツセンターの課長も安心された様子でした。</p> |
| 富本教育長 | <p>他に何かございませんか。</p> <p>他に、ご質疑がないようですので、日程第1・報告第20号「行事等報告について」を報告どおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「異議なし」 の声 ）</p> |
| 富本教育長 | <p>ご異議がないようですので、報告どおり承認することに決めます。</p> <p>次に日程第2・報告第21号「町立各学校園保育所行事について」を議題と致します。事務局より議案の朗読を願います。</p> |
| 石栗課長 | <p style="text-align: center;">（ 議案朗読 ）</p> |
| 富本教育長 | <p>会議規則第9条の規定により趣旨説明を求めます。</p> |
| 石栗課長 | <p>17ページをお願いします。</p> <p>東忠岡保育所 6月の行事です。</p> <p>16日（水）誕生会</p> <p>16日（水）～24日（木）個人懇談会</p> <p>25日（金）消防署による避難訓練</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>28日（月）水遊び開始 続きまして、18ページをお願いします。 東忠岡幼稚園 6月の行事です。 4日（金）じゃがいも掘り 8日（火）不審者侵入時を想定した避難訓練 9日（水）・15日（火）全園児集合写真 14日（月）～25日（金）教育実習生受入れ 24日（木）誕生会 29日（火）水遊び開始 幼稚園・保育所の行事は以上です。</p> |
| 石本理事 | <p>小中学校の6月行事について、ご報告いたします。 19ページをお願いいたします。 忠岡小学校、 1日（火）避難訓練 18日（金）6年生 授業研究 20ページをお願いいたします。 東忠岡小学校、 14日（月）～18日（金）読書週間、生活アンケート 21ページをお願いいたします。 忠岡中学校、 3日（木）3年生 全国学力学習経年調査（英語） 8日（火）3年生 第1回学力診断テスト 9日（水）1年生 薬物乱用防止教室 21日（月）研究授業 23日（水）～25日（金）期末テスト 報告は以上でございます。</p> |
| 富本教育長 | <p>説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。</p> |
| 安明委員 | <p>忠岡小学校と忠岡中学校に授業研究と研究授業があるのですが内容を教えてください。</p> |
| 石本理事 | <p>各学校の重点教科で中学校は道徳なのですが公開授業で実施し、授業終了後、先生方で勉強会を行うものです。</p> |

| | |
|-------|---|
| 富本教育長 | 東忠岡小学校でも実施しているのですか。 |
| 石本理事 | 実施しております。 |
| 井出委員 | 中学校の薬物乱用防止教室は1年生から3年生の全員が対象なのですか。 |
| 石本理事 | 1年生が対象となっています。警察官の方に来てもらい乱用防止についてお話しを伺います。 |
| 富本教育長 | 今年だけですか。 |
| 石本理事 | 毎年行っております。 |
| 富本教育長 | 他に何かございませんか。 他に、ご質疑がないようですので、日程第2・報告第21号「町立各学校園保育所行事について」を報告どおり承認することにご異議ございませんか。 |
| | (「異議なし」の声) |
| 富本教育長 | ご異議がないようですので、報告どおり承認することに決めます。 次に日程第3・報告第22号「令和3年第2回忠岡町議会定例会議案教育委員会関係事項について」を議題と致します。事務局より議案の朗読を願います。 |
| 石栗課長 | (議案朗読) |
| 富本教育長 | 会議規則第9条の規定により趣旨説明を求めます。 |
| 石栗課長 | 議案書25ページをお願いします。 案件1 繰越明許費繰越計算書の報告について、説明します。 まず、普通地方公共団体の予算といいますのは、4月1日から翌年3月31日までの一会計年度に限って執行を認められていますが、事情により年度内に完成できない場合は、この繰越明許という行為を行い、議会から承認されれば、翌年度に繰り越すことができます。 |

| | |
|-------|--|
| 富本教育長 | <p>今回、教育委員会での繰越は、3件あります。</p> <p>1件目は、表の中ほどにあります、忠岡小学校屋外トイレ改修事業で、新型コロナウイルス対策として手洗い場および男子小便器の自動水栓化、並びに男女の大便器の洋便器化について令和2年度内での整備を予定しておりましたが、3月末まで基本設計に時間を要したことによるものであります。金額は4千万円、財源内訳は記載のとおりです。</p> <p>2件目、3件目は、小学校及び中学校の感染症対策事業で、新型コロナウイルスに係る消耗品や備品の購入費で、国の補正予算が本年3月であったことから、はじめから繰り越しありきでの事業でしたので、繰り越しを行ったものであります。金額は小学校で240万円、中学校で120万円、で財源内訳は記載のとおりです。</p> <p>説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。</p> |
| 竹林委員 | <p>忠岡小学校の屋外トイレ改修事業の予算を取られているのですが、現在でもトイレを使用されているのでしょうか。我々の子どものころから旧校舎と言われているところですが、屋外トイレも度々、改修されて清潔になっていると思うのですが、安全面から、どのような取扱いになっているのでしょうか。不審者が侵入した場合に屋外トイレどうなのかと、懸念があるのですが、何か対策を取っているのですか。</p> |
| 石栗課長 | <p>屋外トイレですので、不審者の懸念があるとは思いますが、校舎と隣接しており、先生たちの目もあるので概ね安全だと思っております。今回の改修工事で低学年の児童たちが気持ちよく利用できるトイレにしたいと考えております。</p> |
| 竹林委員 | <p>休憩時間に大勢の児童が使う場合はいいのですが、授業中にトイレに行きたくなったと申し出があったときは一人で行くことになり、不安な面があるので、この機会に防犯装置などを導入するような取り組みを行っていただけたらと思います。また、屋外トイレは死角になりやすいので、職員目で確認し、安全を確保する意識も大事ですが、防犯装置の導入に取り組んでいただきたい。</p> |
| 石栗課長 | <p>今回の屋外トイレ改修工事で男女トイレの両方に緊急ブザーを導入</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>しますので、安全面の対策と考えています。</p> |
| 竹林委員 | <p>トイレ内にカメラを設置することはプライバシーの問題がありますが、出入口を監視するカメラは現在、あるのですか。</p> |
| 石栗課長 | <p>カメラはございません。</p> |
| 竹林委員 | <p>この機会にトイレの出入口をチェック出来るようなカメラの設置があれば安全確保につながると思うので、対応をお願いいたします。</p> |
| 富本教育長 | <p>検討いたします。 他に何かございませんか。 他にご質疑がないようですので、案件2の説明をお願いします。</p> |
| 石栗課長 | <p>議案書27ページをお願いします。 案件2 忠岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、説明します。 今回の条例改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令並びに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に伴い、所要の改正を行うものでございます。 29ページをお願いします。 第6条の改正は、用語整理でございます。 次に、第6章 雑則 第49条で電磁的記録を追加するのは、家庭的保育事業者の業務負担軽減を図る観点から、家庭的保育事業者による諸記録の作成、保存等について、原則として電磁的な方法による対応を認めることとなりましたので改正を行うものです。 説明は、以上です。</p> |
| 富本教育長 | <p>説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。</p> |
| 谷野委員 | <p>家庭的保育事業者とは具体的にどのような事業者ですか。</p> |
| 石栗課長 | <p>家庭的保育事業者とは、小規模保育事業というものがあり、その事業者の要件を満たす3才児以降の受け皿である幼稚園等の連携施設</p> |

| | |
|-------|---|
| 富本教育長 | <p>が確定している事業者の事です。本町にはございません。</p> <p>他に何かございませんか。</p> <p>他にご質疑がないようですので、案件3の説明をお願いします。</p> |
| 石栗課長 | <p>議案書31ページをお願いします。</p> <p>案件3 忠岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明します。</p> <p>今回の条例改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令等に伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>33ページをお願いします。</p> <p>今回の条例改正は、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準において、0から2歳児に保育を提供する家庭的保育事業について、3歳児以降も必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう連携施設を確保しなければならないとされておりますが、</p> <p>国家戦略特別区域法により、国家戦略特別区域小規模保育事業では、0から5歳児を幅広く受け入れている実態があります。</p> <p>このような状況を踏まえ、特区小規模保育事業を実施する自治体における3歳児以上の保育の受皿の確保を促進する観点から、今回改正される基準省令においても連携施設に、特区小規模保育事業を行う事業が追加されることとなりました。しかし、本町は、国家戦略特別区域としての認定を受けておりませんので、この連携施設に関する改正は不要となりますが、今回の省令改正による用語整理等がありますので、その条例改正をするものです。</p> <p>説明は、以上です。</p> |
| 富本教育長 | <p>説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。</p> <p>ご質疑がないようですので、案件4の説明をお願いします。</p> |
| 石栗課長 | <p>議案書35ページをお願いします。</p> <p>案件4 令和3年度忠岡町一般会計補正予算（第2号）について説明します。38ページ、39ページをお願いします。</p> <p>歳入です。</p> <p>感染症対策関連として、幼稚園・保育所・民間認定こども園の施設毎に国から2分の1の限度額25万円として補助金が入ってくるも</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>のや、カリキュラム・マネジメント調査研究事業関係と道徳教育推進事業関係で府からそれぞれ20万円、委託金として入ってくるものの補正を行っております。</p> <p>40ページをお願いします。</p> <p>歳出です。</p> <p>民生費で、表の右側の説明の欄にあります感染症対策消耗品代50万円は東忠岡保育所分です。</p> <p>その下の感染症対策備品等購入費補助金50万円は民間こども園のピープル忠岡チャイルドスクール分です。なお、チューリップ保育園につきましては令和2年度に利用しております。</p> <p>41ページをお願いします。</p> <p>下の表の教育費で、カリキュラム・マネジメント調査研究事業関連経費で20万円、これは、学校が教育課程（カリキュラム）の編成、実施、評価、改善を計画的かつ組織的に進め、教育の質を高めるための調査研究を全都道府県でするもので、東忠岡小学校が指定校として指定されています。</p> <p>道徳教育推進事業関連経費で20万円、これは、児童生徒の心に響く道徳の授業を推進するため、指導内容、指導方法及び教材開発等についての研究を全都道府県でするもので、忠岡中学校が指定校として指定されています。</p> <p>42ページをお願いします。</p> <p>幼稚園費で、感染症対策消耗品代50万円は東忠岡幼稚園分です。</p> <p>説明は、以上です。</p> |
| 富本教育長 | <p>説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。</p> <p>ご質疑がないようですので、日程第3・報告第22号「令和3年第2回忠岡町議会定例会議案教育委員会関係事項について」を報告どおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「異議なし」 の声 ）</p> |
| 富本教育長 | <p>ご異議がないようですので、原案のとおりに決めます。</p> <p>次に日程第4・議案第8号「忠岡町教育委員会事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価のための教育委員会評価委員の委嘱について」を議題と致します。事務局より議案の朗読を願います。</p> |

| | |
|-------|--|
| 石栗課長 | (議案朗読) |
| 富本教育長 | 会議規則第9条の規定により趣旨説明を求めます。 |
| 二重部長 | 本件につきましては、教育委員会の事務の点検及び評価を行うにあたり、教育に関し学識を有する者の知見の活用を図るとともに、事務事業の管理、執行状況についての透明性の確保、住民への説明責任を果たすため、教育委員会評価委員を委嘱するものであります。今回委嘱する予定の2名の委員につきましては、平成29年度から本町の評価委員として委嘱させていただいており、本町の教育行政を、よくご理解いただいておりますところであり、引き続き委員を委嘱するものでございます。よろしくご承認くださいますよう、お願いいたします。 |
| 富本教育長 | 説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。 ご質疑がないようですので日程第4・議案第8号「忠岡町教育委員会事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価のための教育委員会評価委員の委嘱について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 |
| | (「異議なし」の声) |
| 富本教育長 | ご異議がないようですので、原案のとおりに決めます。 以上で、本日提出されました議案はすべて終了致しました。 傍聴者は、ご退室をお願いいたします。 |
| 富本教育長 | 続きまして、その他に入ります。 以下の内容を報告して終了。 1. 学校園におけるハラスメントの防止及び対応に関する指針の改定について 2. 忠岡町教育委員会後援名義の使用許可について 3. 令和3年第7回教育委員会定例会の日程について |